

国民健康保険(70歳以上)および後期高齢者医療保険について

○限度額適用・標準負担額減額認定証について (低所得者(区分)Ⅰ・Ⅱ)

住民税が非課税世帯(低所得者(区分)Ⅰ・Ⅱ)の被保険者の方は、市窓口での申請により、医療機関などの窓口負担や入院時の食費などの軽減を受けるための「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

医療機関などの窓口負担や、入院時の食事代などの軽減を受けるには、医療機関などの窓口で「この認定証」と「被保険者証」を提示してください。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示されない場合、医療機関での支払額が高額になる場合があります。ただし、その場合でも、上限額を超えてお支払いになった額は、後日、申請をすれば払い戻しを受けることができます。

なお、低所得者(区分)Ⅱの方で、新たに91日以上入院がある場合は、「被保険者証」、「印鑑」、「現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証」、「入院日数を確認できる領収書など」をお持ちのうえ、再度申請をしていただくと食費の軽減を受けることができます。

○限度額適用認定証について (現役並み所得者(現役)Ⅰ・Ⅱ)

住民税課税所得145～690万円未満(現役並み所得者(現役)Ⅰ・Ⅱ)の被保険者及び同一世帯に属する被保険者の方は、市窓口での申請により、医療機関などの窓口負担の軽減を受けるための「限度額適用認定証」が交付されます。

医療機関などの窓口負担の軽減を受けるには、医療

機関などの窓口で「この認定証」と「被保険者証」を提示してください。

なお、「限度額適用認定証」を提示されない場合、医療機関での支払額が高額になる場合があります。ただし、その場合でも、上限額を超えてお支払いになった額は、後日、申請をすれば払い戻しを受けることができます。

○手続きに必要なもの

- ・被保険者証
- ・印鑑
- ・マイナンバーカードなど個人番号が確認できるもの
- ・運転免許証など本人確認ができるもの
- ・本人または世帯員が令和2年1月1日に市内に在住していなかった場合、その方の令和2年度の住民税・課税所得証明書(または非課税証明書)が必要となる場合があります。

※前年度(有効期限が令和2年7月31日)の「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」または「国民健康保険限度額適用認定証」の交付を受けている方は更新手続きが必要になります。

※前年度(有効期限が令和2年7月31日)の「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」または「後期高齢者医療限度額適用認定証」の交付を受けている方で8月以降も対象者となる要件を満たす方には新たな認定証を7月下旬に郵送しますので手続きは必要ありません。(ただし、世帯に所得未申告の方がいる場合、申告の後、再度申請が必要になります。)

【問】国保・健康課 ☎(0879)26-9907 香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎(087)811-1866

ジェネリック医薬品(後発医薬品)差額通知について

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ、令和2年8月と令和3年1月に「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付します。これは現在処方されている薬(先発医薬品)からジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合に、自己負担額の差額(薬代がどれくらい安くなるか)をお知らせするものです。

※ 自己負担額の軽減と後期高齢者医療財政の改善が図れます。また、薬代の自己負担額が300円以上軽減できる方が対象です。

◆ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは？

効き目や安全性が実証されている薬と成分や効果が同じであることなどが、厚生労働省により厳しく審査され、製造および販売が承認されている、安価な医薬品のことです。



【問】香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎(087)811-1866